

習志野市指名業者選定基準

(目的)

第1 習志野市が発注する工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約(以下「工事等」という。)の指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(指名業者数)

第2 指名業者の数は、別表に定めるところとする。ただし、次に掲げる工事等で同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要する工事等
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とする工事等
- (3) 主として請け負った工事と密接不可分の関係にある工事等
- (4) 市長が特に必要と認めた工事等

(指名業者選定にあたっての留意事項)

第3 指名業者の選定に当たっては、市内に本社を有する者(以下「市内業者」という。)については特に考慮するものとする。なお、市内に支店又は営業所を有する者については市内業者に準じる扱いを行うものとする。

2 指名業者の選定に当たっては、一のほか次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(選定の特例)

第4 次の各号のいずれかに該当する工事等については、資格者名簿に登載されていない者を選定することができる。

- (1) 市外施設において発注する工事等。ただし、当該市外施設が所在する市町村において競争入札参加者として資格を有する者とする。
- (2) 市長が特に必要と認めた工事等。

別表

(1) 工事、測量等

予 定 価 格	指名業者数
200万円以上 1千万円未満	3者以上
1千万円以上	4者以上

(2) 業務委託、物品供給等

予 定 価 格	指名業者数
100万円以上 150万円未満	3者以上
150万円以上	4者以上

附則

- 1 この基準は、平成6年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う契約に適用する。
- 2 習志野市指名業者選定基準(平成2年4月1日から適用)は、廃止する。

附則

- 1 この基準は、平成7年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う契約に適用する。

附則

- 1 この基準は、平成11年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う契約に適用する。

附則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う契約に適用する。

附則

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う契約に適用する。

附則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う契約に適用する。